

CAD/CAMブリッジの保険導入

令和8年6月より、令和8年度改定の施行と同時に適用される形で、CAD/CAMブリッジが保険導入された。CAD/CAMブリッジは、グラスファイバーをフレーム材としたレジンブロックを歯科用CAD/CAM装置により切削加工し、製作するもので、第二小白歯または第一大白歯の1歯中間欠損部に対するポンティックを含む3歯ブリッジが該当する。既保険収載の高強度硬質レジンブリッジの適応は原則として失活歯のみであるが、CAD/CAMブリッジは生活歯の支台歯にも使用可能である。また、高強度硬質レジンブリッジの製作工程が煩雑であることに対して、CAD/CAM冠の切削加工技術を応用することで、煩雑さの解消が図られるほか、材料強さは高強度硬質レジンブリッジと比較して同程度であることが確認されている。なお、日本歯科理工学会および日本補綴歯科学会から「コンポジットレジンを用いた3ユニットCAD/CAMブリッジの具備すべき機械的性質要件に関する基本的な考え方」(令和7年10月)が発行されている(https://www.jsdmd.jp/file/news/news_20251009.pdf)。

算定に関する概要は以下のとおり。

CAD/CAMブリッジ 4,170点(基本技術料3,000点+材料料1,170点)

〔使用材料の定義〕

「CAD/CAMブリッジ」に用いる材料は、つぎのいずれにも該当する必要がある。

- (1)薬事承認または認証上、類別が「歯科材料 (2)歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科切削加工用レジン材料」であること。
- (2)ガラス繊維の隙間にメタクリル酸系モノマーを含浸させ、加熱重合した棒状の芯材を、シリカ微粉末及びそれを除いた無機質フィラーを含有し、重合開始剤として過酸化物を用いたレジンで被覆し加熱重合により作製されたレジンブロックであること。
- (3)白歯3歯相当分の規格であること。
- (4)芯材部分の短繊維を除くガラス繊維の質量分率が65%以上であり、レジン部分のシリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの合計の質量分率が70%以上であること。
- (5)レジン部分のビッカース硬さが75HV0.2以上であること。
- (6)レジン部分の吸水量が、37°Cの水中に7日間浸漬後に $20\mu\text{g}/\text{mm}^3$ 以下であること。
- (7)規格化された中間1歯欠損のファイバー補強されている3本ブリッジ形状の破壊荷重が7日間の水中浸漬後で、すべての試験片で2,200N以上であること。

令和8年6月1日時点では、「KZR-CADファイバーブロック シンボー」(YAMAKIN)が該当製品となる。

〔算定要件〕

- (1)CAD/CAMブリッジ用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業模型で間接法により製作された歯冠補綴物(CAD/CAMブリッジ)は、第二小白歯または第一大白歯の1歯中間欠損部に対するポンティックを含む、3歯ブリッジに該当する場合には、高強度硬質レジンブリッジの所定点数(基本技術料3,000点)を準用して算定する。
- (2)歯冠形成(1歯につき)は、「生活歯歯冠形成 非金属冠」796点、または「失活歯歯冠形成 非金属冠」636点に、「ブリッジ支台歯形成加算」20点を加算した点数を算定する。
- (3)印象採得(1装置につき)を行った場合は、「支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」282点を算定する。
- (4)咬合採得(1装置につき)を行った場合は、「支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」76点を算定する。
- (5)装着料として、1装置につき「支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」150点に、「内面処理加算1」110点および「装着材料料」17 or 36点を算定する。
- (6)製作にあたって、または製作後に、上記(2)~(5)に掲げる項目以外について、必要に応じて実施した際は、各区分において、高強度硬質レジンブリッジに準じて算定する。
- (7)CAD/CAMブリッジを製作した場合は、カルテおよびレセプトに、「CAD/CAMブリッジ」と記載するこ

と。なお、記載にあたっては、「CAD Br」と記載して差し支えない。

(8)CAD/CAMブリッジ用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称およびロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理すること(カルテに貼付する等)。

(9)CAD/CAMブリッジにかかわる治療は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。

- ①歯科補綴治療にかかわる専門の知識および3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- ②保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること。
- ③保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。